


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について			区分	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市保育料徴収規則			
	部課機関				
1 要 旨					
(1) 「東大和市子ども・子育て支援法施行細則」は、保育所以外の保育施設の「利用者負担」等について定める。 対象施設→ 認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業等					
(2) 改正内容は、「東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則」と同内容である。					
(3) 主な改正内容					
①保育所以外の保育施設の保育料に寡婦(夫)控除をみなし適用する場合の「婚姻暦のないひとり親世帯」の根拠規定を、地方税法第292条第1項11号及び12号で定める寡婦(夫)の定義を準用し、明確化する。					
②保育料の免除規定を「60日休園する場合」とあるのを「60日以上休園する場合」と改め、併せて標記を整理する。					
ア 児童が疾病又は負傷により休園する場合、下記のとおり保育料を免除する。					
・30日以上60日未満休園する場合、事由発生日の翌月分の保育料 → 変更なし					
・60日以上休園する場合、事由発生日の翌月及び翌々月の保育料 → 「以上」を追加					
イ 免除期間に変更なし。					
(5) 施行日 公布の日から施行する。					
(6) 影響及び効果					
①保育料に関する寡婦(夫)のみなし適用は、地方税法の規定に習い、定義をより明確化した。					
②保育料の免除期間は、変更がないため影響はない。					
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
(1) 文書課において審査済み					
3 留意事項 (問題点等)					
(1) 特になし					
4 主管部処理案 (検討結果等)					
(1) 庁議での審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。